

清川村教育委員会会議録

日 時 令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午前 9 時 0 0 分から 1 0 時 3 0 分
場 所 役場庁舎 4 階住民センター集会室
出席委員 南波正志教育長、橋本直人職務代理者、山田比呂美委員、
小室美和委員
事 務 局 神丸参事兼指導主事、朝倉学校教育課長、相原生涯学習課長、
奥脇指導主事、遠藤教育支援センター専任教諭

議事日程

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 案件
 - (1) 前回会議録の確認について
 - (2) 教育長の報告
 - (3) 教育要覧「清川の教育」について
 - (4) 議案 1 7 号 令和 9 年度使用教科用図書の採択について
 - (5) その他
 - ①令和 8 年 8 月・9 月の行事予定について
 - ②学校教育課の事業について
 - ③令和 8 年度清川村コミュニティスクール研修会について
- 4 次回の会議日程
- 5 閉会

1 開会

○事務局

それでは、只今より「清川村教育委員会 令和 8 年 7 月の定例会議」を始めさせていただきます。

次第 2 の「教育長あいさつ」につきまして、南波教育長にお願いいたします。

2 教育長あいさつ

南波正志教育長から挨拶がありました。

○事務局

それでは、これより次第 3 の案件でございますが、進行につきましては、当委員会規定により南波教育長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

3 案件

○南波教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまより清川村教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の確認について

○南波教育長

それでは、はじめに次第3 案件(1)「前回会議録の承認について」を行います。

6月定例会分でございまして、会議録につきましては、配付している「資料1」のとおりであります。事務局から説明がありますか。

○朝倉学校教育課長

6月の会議録は先日、事前に送付させていただきました。修正等のご意見がありませんでしたので、資料1のままでよろしければ、6月の定例会議録のご承認いただけたものとして処理してよいでしょうか。

(委員の皆様から異議はありませんでした。)

それでは、6月分の会議録は異議なしと認め、御承認いただきました。

(2) 教育長の報告について

○南波教育長

令和8年7月1日水曜日教育長就任以降に関係しました主な行事26件につきまして御報告申し上げます。

- 1 7月1日水曜日に教育長就任辞令伝達式が行われました。
- 2 7月2日木曜日に清川村立園長小中学校校長会議が行われました。
- 3 7月4日土曜日に青龍祭の準備に向けた茅刈りを行いました。ヘリポート付近の茅場にて行い、青龍祭保存会、建設協力会 村職員他 約30名の参加がありました。
- 4 同日に、青龍祭の龍の台座及びポスター作りを緑小学校にて行いました。商工共栄会他 約10名の参加がありました。
- 5 7月6日月曜日に厚木税務署長が退任あいさつのため来庁されました。
- 6 7月7日火曜日に県央教育事務所長、厚木市教育長、綾瀬市教育長へ表敬訪問いたしました。
- 7 7月9日木曜日に愛川町教育長、座間市教育長、葉山町教育長へ表敬訪問いたしました。

- 8 同日に、厚木愛甲地区小学校長会が来庁されました。11月10日火曜日の川西地区校長会研究大会厚木愛甲地区大会への出席依頼がありました。
- 9 7月13日月曜日に清川幼稚園のあり方について協議を行いました。今後の清川幼稚園の運営について協議いたしました。
- 10 同日に、厚木税務署の新所長が就任あいさつのため来庁されました。
- 11 7月14日火曜日に海老名市教育長、大和市教育長へ表敬訪問いたしました。
- 12 同日に、スポーツ推進委員会議がありました。
- 13 7月15日水曜日に野生動物画家の岡田宗徳氏が来庁されました。清川村へニホンオオカミのジークレー版画を寄贈していただきました。ジークレー版画とは、上質な版画用紙に精密にプリントしたもので、体毛まで細かく描かれています。
- 14 同日に、第二回青龍祭実行委員会がありました。
- 15 7月18日土曜日に青龍祭に向け、龍の制作を行いました。青龍祭保存会、東海大学学生、村職員他 約30名の参加がありました。
- 16 7月19日日曜日にも青龍祭に向け、龍の制作を行いました。青龍祭保存会、村職員他 約20名の参加がありました。
- 17 同日に、宮ヶ瀬八坂神社の祭典に参加いたしました。宮ヶ瀬の住民の方々が神輿を担ぎ巡行する渡御がありました。
- 18 7月21日火曜日に小田原市教育長へ表敬訪問いたしました。
- 19 同日に、神奈川県町村教育委員会研究会に参加いたしました。愛川町、箱根町、真鶴町、湯河原町と少子化における教育のあり方について協議いたしました。また、真鶴町は清川村と同じように小中一貫校設置に向けて取り組んでおり情報交換を行いました。一方、愛川町、箱根町、湯河原町は、外国籍児童生徒が多く、国際教室の運営について議論いたしました。
- 20 7月22日水曜日に議会全員協議会がありました。
- 21 同日に、平塚市教育長へ表敬訪問いたしました。
- 22 7月23日木曜日に神奈川県教育長へ表敬訪問いたしました。
- 23 7月25日土曜日に青龍祭に向け、龍の制作のこも編みを行いました。青龍祭保存会、小学生及び幼稚園児 村職員他 約50名の参加がありました。
- 24 7月26日日曜日にも青龍祭に向け、龍の制作を行いました。青龍祭保存会、東海大学学生 村職員他 約30名の参加がありました。
- 25 同日に、自治会長会議がありました。学校教育課長からは「幼保小中一貫校の進捗状況」について、生涯学習課長からは「青龍祭」及び「や

まびこマラソン」について説明がありました。

- 26 同日に、煤ヶ谷運動会実行委員会がありました。各自治会長様あてに、「煤ヶ谷体育祭」の主旨やプログラム内容、選手名簿の提出、選手等について、生涯学習課長から説明がありました。

報告は以上になります。

只今の教育長報告について、御意見や御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

御意見や御質問がないようでしたら、次の案件に入りたいと思います。

(3) 教育要覧「清川の教育」について

○南波教育長

次に次第3 案件の(3) 教育要覧「清川の教育」について事務局から説明をお願いします。

○朝倉学校教育課長

教育要覧「清川の教育」について説明いたします。

清川村総合計画前期基本計画の3「村づくりの方向性」の(4)「健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり」に基づき、基本方針の中に教育分野の内容が「子育て環境の充実」「教育環境の充実」「文化・芸術の振興と継承」に盛り込まれております。こちらについては、現在進行中のため変更はございません。

次に、第3次清川村教育大綱になります。こちらにつきましては、令和5年から始まり4年目となります。令和8年度を持ちまして第3次が終了となります。第4次の教育大綱の策定にむけて、委員の皆様からご意見をいただき、パブリックコメントを実施しながら、年度末の策定に向けて進めていきたいと考えています。

清川村教育基本方針については、学校教育課、生涯学習課の記載がございましたが、内容は、昨年度と大きな変更はございません。

○橋本委員

第4次清川村教育大綱の策定に向けて、少子化対策と先生方の働き方対策を合わせて、どのように取り入れていくかが重要だと感じます。

○山田委員

ネットリテラシーに関する教育が、小学校の低学年から必要だと感じます。清川村の実情はどのようになっていますか。これからの教育を考える上でとても重要だと考えています。

○神丸指導主事

I C T教育については、教育現場の中でも課題があり、その都度指導を行っております。特に清川村では、i P a dを使用しており、そのメッセージ機能を使つてのトラブルが発生しています。学校としては、子ども達の主体性を尊重し育みつつ、どこまでi P a dの使用を制限するか、について模索している所です。また、定期的に村の教職員に向けたI C T研修会を実施しており、変化が目まぐるしいネット環境についての理解と指導のあり方について学ぶ機会を設けております。

○南波教育長

情報活用能力を育成し、活用していく力を身につける、その一方でトラブルによる被害や問題行動が起こってしまう。そういった時に、その使い方をもう一度指導していく必要があると考えます。

○山田委員

学校の中でI C Tに関する指導を行うとともに、各家庭における指導も必要だと感じます。各家庭により温度差や考え方の違いがありますが、理解していただき、協力いただけるように働きかけていくことも大切だと思います。

○小室委員

幼稚園のあり方について、幼保小中一貫校の件もありますが、現状として急激に園児が減少していく中で、どのように進めて行くのでしょうか。

○朝倉学校教育課長

現在、園児の急激な減少、今後の入園見込みを鑑み、幼稚園長、小中学校長、子育て健康福祉課長で研究会という形で、現状の把握と今後の見込み、これからどのような対策が必要かについて検討していくところです。研究会の中で方向性がまとまれば、住民の方々と委員の皆様に御意見を伺いながら、あり方の検討を進めていきたいと考えています。

○小室委員

様々な視点から研究して、検討していくという事はとても大事な事だと思いますが、時間をかければかけるほど、園児は減少していくと思います。早急な対応が必要だと感じます。

○橋本委員

先生方が、教育を行う中で使用したい教材、I C T機器やソフトがあるの

であれば、限られた予算の中ではありますが、教育活動を後押しできるようにしたいと思います。

○神丸指導主事

先生方から要望のあった、i P a dで利用するアプリのキャンバが使えるようになりました。それに合わせてI C T研修会でもその使用方法や注意点について取り上げてもらう予定になっております。

(4) 議案第17号 令和9年度使用教科用図書の採択について

○南波教育長

次に次第3 案件の(4) 令和9年度使用教科用図書の採択について事務局から説明をお願いします。

○神丸指導主事

それでは、令和9年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書の採択について、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

令和9年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、14条及び同法施行令第15条」により、採択を求めるものです。今年度、使用している教科用図書は、小学校用につきましては令和5年度、中学校用につきましては令和6年度にそれぞれ採択されており、法令により4年間は同一の教科書を使用しなければならないとされているため、令和9年度使用の教科用図書につきましては、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を除き、今年度と同一の教科用図書を採択することになります。なお、本村と愛川町は教科用図書共同採択地区となっていることから、愛甲採択地区協議会を設けております。その中で、小中学校用各教科の教科用図書の採択につきましては、小委員会で検討することが可能となっておりますが、各学校から提出いただきました報告には、現在使用中の教科書について肯定的な内容が多く、現在使用している教科用図書と同一の教科書を推薦することを確認いたしました。

つきましては、令和9年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書として、資料に記載されている今年度と同様の教科用図書を継続採択してよろしいかご協議いただきたいと思います。

○南波教育長

それでは議案審議に入ります。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

(委員の皆様から、御質問、御意見はありませんでした。)

それでは、令和 9 年度使用の教科用図書につきまして、継続採択という事で御異議はございませんか。

(委員の皆様の御異議はありませんでした。)

それでは、異議なしと認め、資料に記載されておりますとおり、小学校用教科用図書は令和 5 年度に、中学校用教科用図書は令和 6 年度に採択したものと同一の教科用図書を継続して採択することに決定いたしました。

続きまして、「学校教育法附則第 9 条の規定」による教科用図書につきまして、審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

○神丸指導主事

「学校教育法附則第 9 条」に規定する教科用図書の採択については、各教育委員会が、毎年度異なる図書を採択することが可能です。各学校から希望があった図書の中から、児童・生徒の障がいの状況や発達の段階等を考慮し、適切であると判断した図書について採択をすることになっております。

今年度は、緑小学校から文部科学省コード付き一般図書の中から使用したものの希望がございました。その内容については、資料のとおりとなります。それぞれの教科書について、推薦の理由が示されておりますが、対象児童の状況について考慮され、継続して使用することを希望しており、事務局としても適当であると判断しております。

資料にありますとおり、緑小学校から希望のあった文部科学省コード付き一般図書につきましては、各機関等により調査・研究が行われ、使用実績等もあることから、「令和 9 年度使用学校教育法附則 9 条による教科用図書」として適当であると判断しております。こちらの内容につきましても採択してよろしいでしょうか。ご協議をお願いいたします。

○南波教育長

それでは、ただいまの件について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○小室委員

毎年、学習室の児童・生徒の実態に合わせて、教科用図書を選んでいるのでしょうか。

○神丸指導主事

教科書展示会等を利用して、教科書の内容を把握しながら、在籍児童、生徒の実情や発達段階に応じて選択している状況です。

○南波教育長

その他に御質問、御意見はございますでしょうか。

その他に御意見がないようですので、採択という事でよろしいでしょうか

(委員の皆様からの異議はありませんでした。)

それでは、異議なしと認め、「学校教育法附則第9条」の規定による教科用図書について、資料にあるとおり採択いたします。

以上で「令和9年度使用教科用図書の採択について」の審議を終わります。

なお、ただいまの審議結果の通り決定することといたしますが、資料に記載されております、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項」の規定により、「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」となっております。

したがって、採択のありました教科用図書につきましては、ただ今の採択結果が、愛川町教育委員会の採択結果と異なった場合には、教育長を清川村教育委員会の代表とし、愛川町教育委員会と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を、清川村教育委員会が採択する教科用図書とすることとよろしいでしょうか。

(委員の皆様からの異議はありませんでした。)

御異議がございませんので、愛川町教育委員会と採択が異なった場合については、協議の結果を持って、清川村教育委員会の採択結果といたします。

最後に事務局より確認をお願いいたします。

○神丸指導主事

愛川町教育委員会との協議につきましては、必要が生じた場合には、この後行う事となっております。したがって、採択の結果につきましては、それ以降に公表することとさせていただきます。

なお、採択結果等につきましては、資料にありますとおり、採択期限となる

8月31日までに各市町村教育委員会から神奈川県教育委員会に報告をいたします。また、各学校には通知をもって、住民の方々には村のホームページ等を通じて周知させていただくことになります。併せて御承知おきください。採択に関する確認は以上となります。

○南波教育長

次に次第3 案件の(5)の「その他」についてですが、先に事務局から何かありますか。

○朝倉学校教育課長

①「8月・9月分行事予定表」について

8月及び9月の行事予定について説明いたしました。

○朝倉学校教育課長

②「学校教育課の事業」について

熱中症対策及び、今年度トライアルで設置している熱中症対策システムについて説明しました。

働き方改革について、令和7年度の清川村の目標達成状況と神奈川県内市町村立学校の目標達成状況について説明しました。

○奥脇指導主事

③令和8年度 清川村コミュニティスクール研修会について

8月25日の火曜日に予定されている、コミュニティスクール研修会の実施について説明しました。

次回の会議日程

- ◎ 次回の教育委員会会議は、令和8年8月25日(火)午前10時から
※午前9時から総合教育会議、終わり次第教育委員会会議

閉会

職務代理 閉会宣言(午前10時30分)

令和 8 年 8 月 25 日

教 育 長

南波正志

教育長職務代理者

橋本直人

委 員

山田比呂美

委 員

小室美和

委 員